

「アジア留学 奨学金受給」誓約書

住所：

氏名：

④

私は、みずほ国際交流奨学財団（以下財団と称す）から月額 万円の奨学金、及び航空運賃補助金 万円支給を受け、 国に、 年間の留学を行うにあたり、次の通り約束します。
（留学開始時期：2012年12月～2013年11月の間）

1. 私は、財団への奨学金支給申請に際して提出した計画に従って留学を実施します。
2. 私は、入学許可書（または受入許可書）および入国査証を財団に提出後、本奨学金の支給が開始されることに同意します。
3. 私は、本奨学金が3ヶ月毎に私の指定する私名義の銀行口座に振込まれることに同意します。
4. 私は、本奨学金を本留学に係る目的以外には使用しません。
5. 私は、財団に対し次の報告を行います。
 - 1) 本留学進捗状況の報告（年2回）
 - 2) 学期毎の成績報告（成績証明書等の送付）
 - 3) 本留学終了後1ヶ月以内に成果報告（規定の報告書及び財団の主催する報告会での報告）
 - 4) 本留学終了後1ヶ月以内に本奨学金の会計報告（2年にわたる場合は各年度毎）
6. 私は、本留学終了後、財団が主催ないし共催する行事に積極的に参加します。
7. 私は、本留学により生じる著作権、特許権等の帰属について、財団は権利を主張しないものと理解します。
8. 私は、財団が年次報告等の目的のため本留学の成果を公表することを認めます。公表された成果の内容に関して第三者が異議申立て或いは権利の主張を行った場合には、私は責任をもって解決し、財団に如何なる迷惑も掛けないことを保証します。
9. 私は、論文等の形で本留学の成果を公表する場合には、本留学の実施について財団の助成があった旨を明記するものとし、その際、財団の名称について和文では「財団法人みずほ国際交流奨学財団」英文では“Mizuho International Foundation”を使用します。
10. 私は、本留学計画が変更になる場合、また本留学の継続が困難になった場合には、速やかに財団に対して「留学計画変更・中止願」を提出し、財団の承認を得るものとします。
11. 私は、次のいずれかに該当した場合、財団が本奨学金の支給を停止しても異議を述べず、また、返還要請があった場合には速やかに応じます。
 - 1) 留学先で在籍する機関から除籍された場合
 - 2) 病気その他の事由により所定期間内に本留学の目的達成が困難と財団が判断した場合
 - 3) 財団への奨学金支給申請書類に虚偽の記載があった場合
 - 4) 留学生として相応しくない行為があった場合
 - 5) 上記5項の報告義務を怠った場合
 - 6) その他、前各号に準ずる事項があった場合
12. 私は、財団が支給停止期間も支給期間とみなし、支給期間の延長を認めないことを了承します。
13. 私は、この誓約書に違反した場合、財団が本奨学金の支給を停止しても異議を述べず、財団の要請に応じて留学を中止し、また、財団からの支給済の本奨学金の返還要請があった場合には速やかに応じます。
14. 私は、この誓約書に定めなき事項またはこの誓約書の解釈に疑義が生じたときは、財団と協議し決定することに同意します。